技　第　５１９　号
令和８年10月30日

一般社団法人和歌山県建設業協会会長　様

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課長

和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分基準の一部改正について（通知）

平素は、本県の県土整備行政に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、この度、国土交通省の定める監督処分基準が改正されたことを受け、和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分基準（平成２１年４月１日施行）の一部を別添のとおり改正したので通知します。

つきましては、会員の皆様等へ周知について御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の改正事項につきましては、令和８年１０月３０日以後に行われた行為等について適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例によるものとします。

事務担当
〒640-8585
和歌山市小松原通一丁目１番地
県土整備部県土整備政策局技術調査課建設業班　西浴
TEL：073-441-3069（直通）
FAX：073-428-1810
e-mail：nishisako_y0001@pref.wakayama.lg.jp